

入札説明書

1 はじめに

和歌山県公有財産売却一般競争入札への参加にあたっては、当該入札説明書、和歌山県公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）及び誓約書をよくお読みいただき同意いただくことが必要です。

2 入札参加の条件について

入札参加の条件については県ガイドライン第1「1 公有財産売却の参加条件」をご確認ください。

3 現地説明会の日時及び場所について

(1) 日時 令和5年7月13日（木） 13時30分～

(2) 場所 加賀エアロシステム株式会社敷地内格納庫（和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地）

(3) 説明会への参加申込み

説明会に参加するには、令和5年7月11日（火）午後5時までに、和歌山県危機管理局災害対策課に電子メールで、氏名（法人にあつては法人名及び担当者名）、参加人数、連絡先を記入のうえ、申込みを行うこと。

【説明会参加申込連絡先】和歌山県危機管理局災害対策課：e0119001@pref.wakayama.lg.jp

(4) 注意事項

- ・参加希望者がいない場合は現地説明会を開催しません。
- ・現地説明会への参加は任意のため、参加されなかった方も入札参加申込みは可能です。
- ・悪天候等により中止となる場合があります。

4 入札方法について

(1) 入札参加申込み

ア 参加申込受付期間

令和5年7月4日（火）午前9時～令和5年7月20日（木）午後5時《必着》

下記申込先へ必要書類を書留郵便により郵送してください（持参可）

※指定された方法以外（普通郵便、レターパック等）での提出は無効です。

持参の場合、受付時間は午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日を除く）

イ 参加申込先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県危機管理局災害対策課 宛

ウ 提出書類

【個人の場合】

- ①申込書 【様式第1号】
- ②誓約書 【様式第2号】
- ③住民票
- ④印鑑登録証明書

【法人の場合】

- ①申込書 【様式第1号】
- ②誓約書 【様式第2号】
- ③登記事項全部証明書
- ④役員等一覧【様式第3号】
- ⑤印鑑証明書

※官公庁の証明書は提出日において3か月を経過していないものに限ります。

《参加申込みにあたっての注意事項》

- ・共有で申込みの場合は、代表者（共有者を代表してこの入札に関する一切の事務を行う者）を決める必要があります。申込書の申込者欄に共有者を代表して入札手続きを行う者について記載、共有者欄に申込者以外の共有者について記載してください。（誓約書その他添付書類については共有者各々について原本1部ずつ提出をお願いします。）
- ・参加申込みがないと、入札に参加できません。
- ・県では郵便事情等による不達の責任は負いません。
- ・いずれかに該当する申込みは受付できませんので、ご注意ください。
 - ①参加申込受付期間内に県に到達しなかったもの
 - ②申込書、誓約書等の記載に不備があるもの、または記載が不明瞭なもの
 - ③添付書類が不足している、または不備があるもの

(2) 入札保証金の納付

- ・入札に参加される方は、入札書の提出までに入札保証金を納付する必要があります。
- ・入札保証金は、県が発行する納入通知書によりお振込みください。（納入通知書は、入札参加申込受付後、資格審査を行った後に県から発行します。）
 - ※入札書提出時に金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済みの納入通知書の写しが必要となります。
 - ※入札保証金を納付後に入札参加を辞退する場合は、速やかに和歌山県までお申し出ください。
- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・振込手数料は入札参加者の負担となります。
- ・落札者以外の入札保証金は入札終了後に返還します。なお、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

(3) 一般競争入札等の場所及び日時

- ・場所
和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1 和歌山県庁南別館2階 205 防災研修室
- ・入札日時
令和5年8月3日(木) 午後1時30分から
- ・開札日時
入札日時と同じ
- ・提出書類
 - ①入札書
 - ②入札保証金納入に係る領収書の写し
 - ③本人確認証明書等
 - ア 入札者が個人の場合 運転免許証の写し等
 - 入札者が法人代表者の場合 運転免許証の写し等及び登記事項全部証明書
 - 入札者が代理人の場合 代理人の運転免許証の写し等
 - (入札者が法人の場合には、併せて登記事項全部証明書)
 - ④委任状(入札者が代理人の場合に限る。)

《入札書作成にあたっての注意事項》

- ・入札書には、入札者（共有名義の場合は共有者を含む）の住所及び氏名（法人の場合は所在地、法人名及び代表者の職氏名）を記入の上、入札者（共有名義の場合は共有者を含む）の実印を必ず押印してください。
- ・入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。
- ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の110に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。
- ・入札書の記載には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具は使用しないでください。
- ・提出済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- ・次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ①入札参加資格がない者がした入札
 - ②入札者が同一物件について2通以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ③入札書の記載内容が識別しがたい入札
 - ④入札書の記名押印を欠く入札
 - ⑤入札保証金が納付されていない入札
 - ⑥入札金額が予定価格に達しない入札
 - ⑦入札金額を訂正した入札
 - ⑧入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
 - ⑨県ガイドラインに違反した入札

（4）落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、事前に公表している予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- イ アに該当する者が2者以上あるときは、開札後、直ちに行うくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退することはできません。
- ウ 入札結果（落札の成否、応札者数、落札金額及び落札者）については、開札日翌日（開札日翌日が土日、祝日の場合はその翌日）以降、県ホームページにて公表します。

5 売却契約締結及び入札保証金の帰属について

この物件は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和歌山県条例第1号。)」第3条の規定により和歌山県議会の承認が必要となるため、以下の取扱いとなります。

（1）仮契約

落札者は、令和5年8月18日（金）までに仮契約を締結することとし、期限までに仮契約を締結しない場合その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属します。

（2）本契約

入札日後直近の和歌山県議会における議決日をもって、仮契約を本契約とみなします。なお、「入札日後直近の和歌山県議会」は、令和5年9月議会を予定しています。

(3) 契約条項

「県有財産売買契約書（案）」のとおり

(4) 契約保証金

落札者は、入札日後直近の和歌山県議会における議決後、ただちに契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を納めてください。「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」（様式第6号）により入札保証金を契約保証金に充当することができます。

6 売買代金の納付及び契約保証金の帰属について

落札者は、入札日後直近の和歌山県議会における議決後、県が発行する納入通知書により入札日後直近の和歌山県議会における議決後の翌日から起算して15日以内に売却代金を納付してください。「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」（様式第6号）により契約保証金を売却代金に充当することができます。ただし、売却代金を納期限内に納付しなかった場合は、契約保証金は県に帰属します。

7 売却物件の引渡し等

- (1) 売却物件の所有権は売買代金の全額を納付し、その収納を完了した時に落札者に所有権が移転します。
- (2) 所有権移転に伴う航空法等に規定されている手続は落札者が行ってください。
- (3) 落札者は所有権移転後から令和5年10月24日（火）までに落札者の責任において格納庫から物件を搬出してください。

8 スケジュール

7月4日（火）午前9時から	7月11日（火）午後5時まで	現地説明会申込期限
	7月13日（木）	現地説明会
7月4日（火）午前9時から	7月20日（木）午後5時まで	参加申込受付期間
	8月3日（木）午後1時30分	入札日
	8月18日（金）午後5時まで	仮契約締結期限
県議会議決日の翌日から	15日以内	売買代金全額納付期限
売買代金の全額納付から	10月24日（火）午後5時まで	物件搬出期間

9 入札、契約及び仕様書に関する問い合わせ

所在地	名称	電話番号	ファックス番号	メールアドレス
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地	和歌山県危機管理 局災害対策課	073-441-2262	073-422-7652	e0119001@pref.wakayama.lg.jp

10 その他

この入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法、地方自治法施行令及び和歌山県財務規則等の定めるところにより和歌山県知事が決定します。